

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

1. 具体的な感染拡大予防について（お客様に次のことを願います）

- ①リフト乗車待機及び乗車中はマスク着用と他の方との至近距離での会話を控える。
- ②チェアリフト乗車中も前を向き、近距離での会話を控える。
- ③飛沫防止の為、屋外においても乗車中もしくはスキー場スタッフがいる場所ではマスク着用とする。

2. スタッフの対応

- ①改札係員・乗客係は極力マスクを着用させる。
- ②チケット購入者との間には飛沫防止シート（アクリル板）等を設ける。
- ③チケット販売の際・金銭の受け渡しは必ず受け皿等で行う。

3. 屋内施設

- ①施設の入り口およびトイレ入り口等での手指の消毒の徹底。
- ②座席の間隔は一定の距離を設ける。
- ③レジには飛沫防止シート（アクリル板等）、消毒液を設置。
- ④提供する料理、方法も手袋等を装着し予防に努め、短時間滞在を促す。
- ⑤テーブル・椅子・券売機・トイレは定期的に換気、消毒を定期的に行う。
ハンドドライヤーは停止。

4. パトロール（救護）

- ①パトロールはマスクを携帯し救護活動中は臨機応変に着用する。
- ②負傷者救護に際の器具、機材は使用後は消毒を行うこと。

5. 従業員に対する対策

- ①各自体調管理に努め、体調の思わしくない場合は従業員には休むよう指導する。勤務中であれば直ちに帰宅させる。
- ②自宅療養の者は途中経過を上司に報告し、改善のない場合は医師、保健所に相談。
同居者の体調の変化があれば、併せて報告する。
- ③出勤時、休息後を含め、手洗い・消毒を定期的に行う。
- ④勤務中、従業員はマスク着用。但し接客の有無、業務負荷を踏まえた体調管理に合わせた対応とする。
- ⑤建物内の定期的な換気に努める。
- ⑥他のスタッフと共用するスイッチ類は利用頻度に応じて消毒する。
- ⑦休憩室・食堂等の利用の際は手洗い、消毒を励行する。
- ⑧共用するイス・テーブルは定期的に消毒する。
- ⑨事前防止の啓発等においては国、又は自治体が発表しているガイドに基づいて周知を行う。
- ⑩感染症から回復した者や関係者が、職場内で差別されることが無いよう、十分配慮を行う。

6. 感染者が確認された場合の対応

- ①保健所・医療機関の指示に従う。
- ②従業員の感染が確認された場合、速やかに各地方運輸局に報告する。
- ③感染者の行動範囲や勤務部署の消毒や勤務者の自宅待機の対応を行う。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。
- ⑤衛生管理者または安全衛生推進者は保健所との連携を欠かさず、聞き取り等にも協力する。